

平成31年3月25日  
世田谷区

「世田谷区立上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設整備事業」  
公募型マーケットサウンディング調査 質問回答書

この度いただいた質問について、以下のとおり回答いたします。質問は、原文のまま掲載しております。

	書類名	頁	質問内容	回 答
1	別紙1 事業概要書	3	国土交通省のガイドラインでは、「運動施設」は公募対象公園施設の括りになるかと思いますが、本件では公募対象公園施設として使用料をお支払いするのは、民間収益施設に該当する部分に限ると考えてよろしいでしょうか。	国土交通省都市局公園緑地・景観課が発行している「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」に記載されているとおり、都市公園法5条の規定に基づき、運動施設を公募対象公園施設とすることができると定められております。 現時点では、本件における条件等を定めていないため、都市公園法に基づく公募対象公園施設を含め、民間収益施設には条例に基づく使用料をお支払いいただきますが、スポーツ施設は使用料の対象外となることを想定しています。 ただし、事業手法については、今後の検討を踏まえ確定するため、事業の内容や方法等によっては異なることも考えられます。
2	別紙1 事業概要書	3	トレーニングルームをスポーツ施設としてではなく、民間収益施設として整備する方針とした理由をご教示ください。	トレーニングルームについては、収益性のある施設と認識しているため、民間事業者の独立採算による整備・運営の可能性の有無を参考にさせていただきたく、現時点では民間収益施設の扱いとしております。
3	別紙1 事業概要書	5	拡張区域のうちスポーツ施設、民間収益施設を除く部分は特定公園施設として整備されるかと思いますが、特定公園施設の整備は今回のサウンディ	6頁「5.事業手法」に記載しているとおり、公園全体を対象とした事業展開についても今回の提案の対象としております。

			<p>ングの対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>公募対象施設の対象や特定公園施設の範囲を定め、整備を含めた提案も可能ですが、公募設置管理制度（Park-PFI）の導入の可否を含む事業手法は今後の検討を踏まえ確定となります。</p>
--	--	--	-----------------------------	--